

平成17年度 犬の登録・狂犬病予防注射日程表

期 日	午 前	午 後	
5月	9日	A 鳥羽町東部公民館 A 清里公民館	A 江田町公民館 A 青梨子町前原集落センター L 石倉町中部公民館 L 高井町公民館
	10日	A 元総社公民館 A 総社公民館 E 滝窪公民館 J 横沢多目的集会センター	C 元総社四区公民館 C 総社町桜が丘集会所 G 第11区自治会館
	11日	F 茂木多目的集会センター K 上大屋衆会場	E 樋越公民館 I 河原浜住民センター
	12日	A 大利根町公民館 A 下新田町公民館 E 東金丸公民館 K 堀越公民館	C 古市町公民館 C 稲荷新田町公民館 G 大胡支所
	13日	A 龍蔵寺町公民館 A 上小出町公民館	C 下細井団地集会所 C 北代田町公民館
	15日	D 白草公民館 H 下滝公民館	G 大胡支所
	16日	A 川原町公民館 A 田口町公民館	C 荒牧町公民館 C 南橋公民館
	17日	A 上細井町公民館 A 端気地区農作業準備休養施設 G 柏倉町コミュニティセンター	C 勝沢町公民館 C 西片貝町公民館 D 柏倉町公会堂
	18日	G 市之関町集落センター G 中之沢住民センター I 室沢集落センター	B 苗ヶ島町集落センター J 苗ヶ島町石合集出荷所 F 中集落センター K 膳集出荷所
	19日	A 堀之下町公民館 A 幸塚町公民館 G 馬場町集落センター E 月田公民館 I 稲里集落センター	C 東片貝町公民館 C 三俣町二丁目公民館 D 大前田町集会所 G 深津集落センター
	20日	A 芳賀公民館 A 小坂子町公民館 G 三夜沢町赤城神社氏子会館前 E 新屋住民センター I 込皆戸集会所	A 金丸町公民館 A 嶺町公民館 G 女淵公会堂 D 鼻毛石町集落センター
	22日	G 宮城支所前道路南の駐車場 G 粕川保健センター	D 宮城支所前道路南の駐車場 D 粕川保健センター
	23日	A 江木団地集会所 A 富田町集落センター	A 亀泉町公民館 A 荒口町公民館 L 鶴が谷町公民館
	24日	A 荒子町農業構造改善センター A 泉沢町公民館	C 城南公民館 C 西大室町研修センター
	26日	A 飯土井町公民館 A 小屋原町公民館	C 下増田町公民館 C 永明公民館
	27日	A 下大島町公民館 A 小島田町公民館	C 天川大島町愛宕神社 C 上大島町公民館
	29日	B 桂萱公民館	H 上川淵公民館
	30日	A 駒形町会議所 A 朝倉町集会所	C 上川淵上北分館(中内町) C 天川大島町原町自治会館
	31日	A 山王町一丁目集会所 A 後閑町公民館	C 山王町二丁目公民館 C 広瀬町二丁目集会所
6月	2日	A 下川町公民館 A 六供町集会所(清掃工場南)	C 力丸町会議所 C 上佐鳥町公民館
	3日	A 前橋市水道局 A 下川淵公民館	C 緑が丘町公民館 C 亀里町竜門集落センター
	5日	B 東公民館	H 前橋保健センター
	6日	A 文京町二丁目天川原町自治会館 A 城東町二丁目諏訪神社	A 南町四丁目公民館 A 日吉町二丁目公民館 L 南町二丁目公民館 L 三河町一丁目公民館
	7日	A 昭和町一丁目萩町公民館	A 朝日町一丁目公民館 L 文京町三丁目自治会館
	8日	A 若宮町四丁目公民館	A 表町一丁目自治会館 L 紅雲町二丁目蔵鳥神社
		A は9時30分~11時 B は9時30分~11時30分 C は10時~10時30分 D は10時~10時40分 E は10時~10時45分 F は10時~11時 G は10時~11時30分 H は10時50分~11時30分 I は11時~11時45分 J は11時~正午 K は11時15分~正午	A は1時~1時45分 B は1時~2時 C は1時~2時30分 D は1時~3時 E は1時15分~2時 F は1時30分~2時15分 G は1時30分~3時 H は1時30分~3時30分 I は2時15分~3時 J は2時20分~3時 K は2時30分~3時15分 L は2時45分~3時30分

# 犬の登録と狂犬病予防注射 飼い主の義務です

5月・6月に  
116会場で



愛犬への思いやりをいつまでも

犬の登録と狂犬病予防注射を行います。飼い犬には、生涯一回の登録と年一回の狂犬病予防注射が義務付けられています。

登録済みの犬の飼い主には、申請書を送付しますので、注射を受けるときには忘れずにお持ちください。

日時・会場は左表のとおり。対象は生後九十一日以上の子犬と飼い主。費用は登録と注射一回につき六千三百円。注射のみ同三千三百円。用意する物に申請書。登録する場合は飼い主の住所・氏名・電話番号・犬の種類・性別・生まれた年・毛色・黒・茶・灰・体格(大・中・小)・呼び名を記入したメモ書き。

**注射を見合わせる場合**  
飼い犬が、病気などの理由で本年度の注射を見合わせる場合は、動物病院で飼い犬の注射猶

予書か診断書をもらってください。

**市外から転入した場合**  
市外から犬を連れて転入した人は、届け出が必要です。前住所地で交付された犬鑑札を用意して、狂犬病予防注射会場が保健センターで手続きをしてください。

**注射会場での注意**  
犬の健康状態を把握している人が連れてきて、犬のリードを短く持ち、押さえてください。ふんは連れてきた人が後始末をしましょう。

**飼い犬には鑑札を**  
犬鑑札を簡単に付けられるように取り付け用バンドを会場で

配布しています。飼い犬に必ず付けましょう。

**飼い方はマナー良く**  
犬は、愛情を持って飼うとともにそのマナーも大切です。散歩するときには手シヤベル・ビニール袋を持ち、ふんの後始末を必ずしましょう。また、動物愛護の立場からも、決してペットを捨ててはいけません。

**動物病院でも登録と注射が**  
市の委託を受けた動物病院では犬鑑札・注射済票の交付や登録等手数料収納事務を行っています。費用などは動物病院へお問い合わせください。

問い合わせは前橋保健センター 223 8844へ。